

近畿地方整備局管内の河川敷地の民間等活用に資するポテンシャルリスト

- 本リストは、民間事業者等の皆さまに河川敷地の活用検討に利用して頂き、更なる賑わい創出の取り組みを推進することを目的に公表しています。
- 近畿地方整備局管内の国管理区間において、民間事業者等による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を下記抽出条件のもとで提示しています。

【公表にあたっての留意事項】

- 本リストは、河川敷地の民間等の活用による賑わい創出を図るためであり、その主旨以外での活用を促すものではありません。
- 本リスト情報により活用希望を表明後、公平性を確保するため、当該区域活用の公募等の手続きを行いますので、早期に希望を出された方が活用出来るとは限りません。
- 実際の河川敷地の活用に当たっては、河川法の手続き、地域の合意形成を図っていただくことが必要となります。協議会等を設置し、お考えについて、議論いただくことをご検討ください。
- 調整等の結果、河川敷地の活用出来ない場合があることはご了承ください。
- 手続きについての御相談は整備局又は、近隣河川事務所へご連絡ください。
- 公表後において占用手続きがなされるなど様々な事象により本リスト内容に変更が生じることがありますのでご了承ください。
- 公表されていない箇所や高水敷等の場所の占用を否定するものではありません。

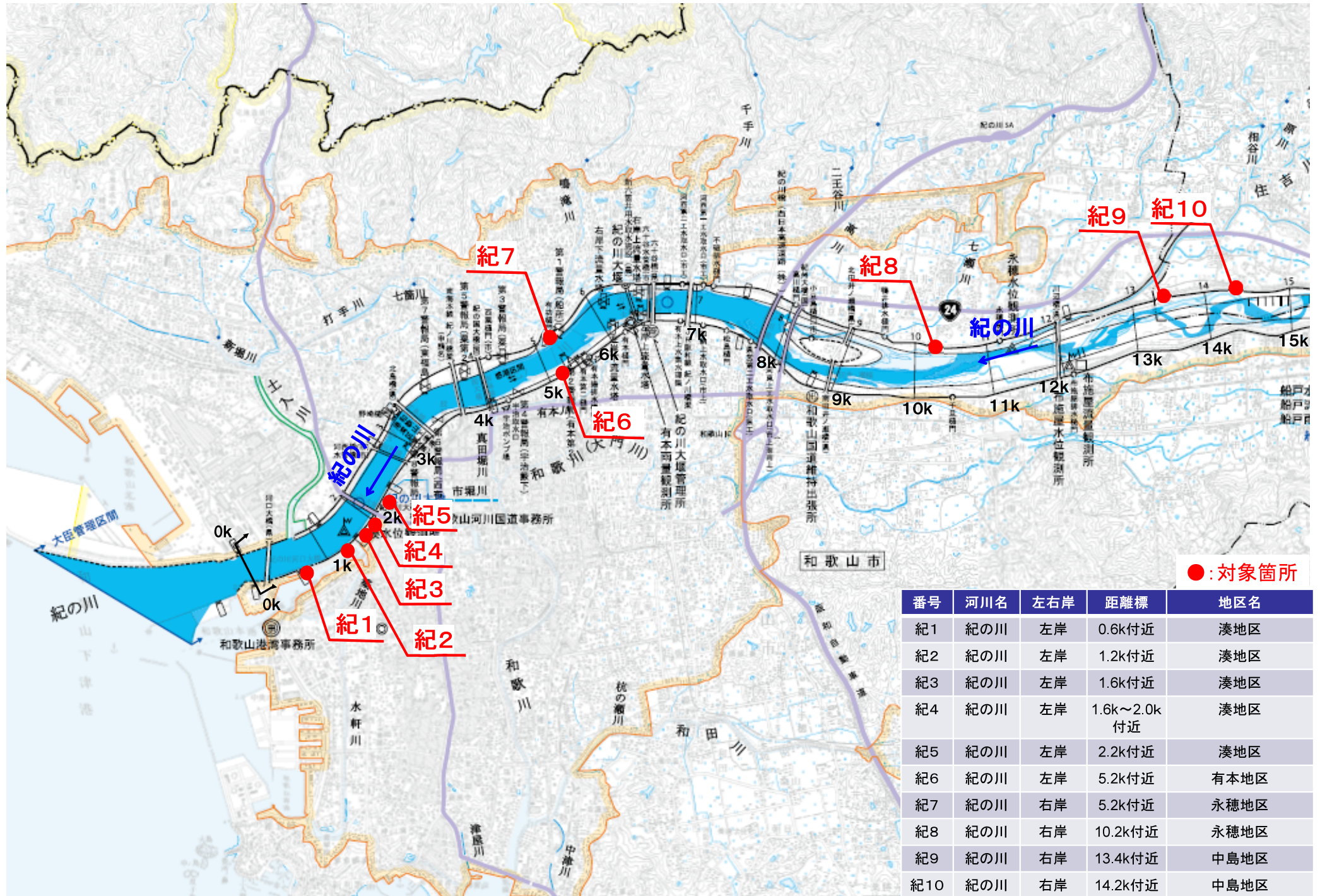
【抽出条件】

- ・他者において占用されていない場所
- ・計画の堤防形状の整備が完了している箇所
- ・河川裏の河川敷地において、概ね100m²以上の占用が可能な土地を有する高規格堤防、掘込河道箇所や造成を行うことで可能となる箇所

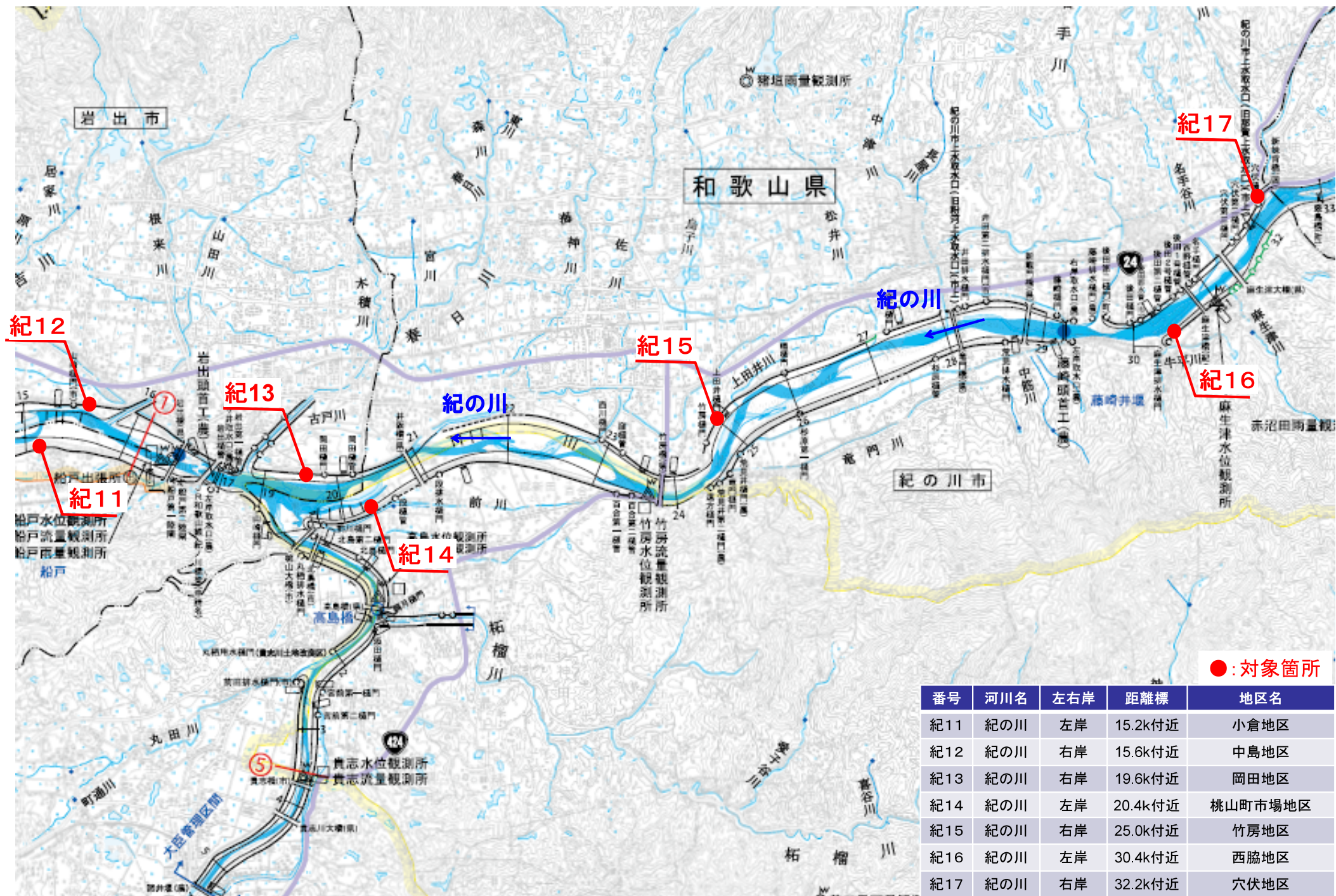
都道府県	市町村	地区名	河川名	番号	場所	利用条件	問合せ先	
							担当事務所・部署	連絡先
紀の川水系 紀の川								
和歌山県	和歌山市	湊地区	紀の川	紀1	左岸0.6k付近(約100m)	・盛土による土地造成が必要 ・和歌山県管理の港湾区域が重複しているため調整必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	湊地区	紀の川	紀2	左岸1.2k付近(約260m)	・和歌山県管理の港湾区域が重複しているため調整必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	湊地区	紀の川	紀3	左岸1.6k付近(約130m)	・和歌山県管理の港湾区域が重複しているため調整必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	湊地区	紀の川	紀4	左岸1.6k～2.0k付近(約420m)	・盛土による土地造成が必要 ・和歌山県管理の港湾区域が重複しているため調整必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	湊地区	紀の川	紀5	左岸2.2k付近(約270m)	・盛土による土地造成が必要 ・和歌山県管理の港湾区域が重複しているため調整必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	有本地区	紀の川	紀6	左岸5.2k付近(約60m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	永穂地区	紀の川	紀7	右岸5.2k付近(約35m)		和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	永穂地区	紀の川	紀8	右岸10.2k付近(約40m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	岩出市	中島地区	紀の川	紀9	右岸13.4k付近(約50m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	岩出市	中島地区	紀の川	紀10	右岸14.2k付近(約190m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	和歌山市	小倉地区	紀の川	紀11	左岸15.2k付近(約130m)		和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	岩出市	中島地区	紀の川	紀12	右岸15.6k付近(約100m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	岩出市	岡田地区	紀の川	紀13	右岸19.6k付近(約210m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	紀の川市	桃山町市場地区	紀の川	紀14	左岸20.4k付近(約100m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	紀の川市	竹房地区	紀の川	紀15	右岸25.0k付近(約180m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	紀の川市	西脇地区	紀の川	紀16	左岸30.4k付近(約170m)		和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	紀の川市	穴伏地区	紀の川	紀17	右岸32.2k付近(約140m)		和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	伊都郡かつらぎ町	寺尾地区	紀の川	紀18	左岸36.2k付近(約40m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268

都道府県	市町村	地区名	河川名	番号	場所	利用条件	問合せ先	
							担当事務所・部署	連絡先
和歌山県	伊都郡かつらぎ町	寺尾地区	紀の川	紀19	左岸36.4k付近(約130m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	伊都郡かつらぎ町	丁ノ町地区	紀の川	紀20	右岸38.8k～39.0k付近(約310m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
和歌山県	伊都郡かつらぎ町	丁ノ町地区	紀の川	紀21	右岸39.6k～39.8k付近(約170m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268
奈良県	五條市	野原東地区	紀の川	紀22	左岸61.8k付近(約160m)	・盛土による土地造成が必要	和歌山河川国道事務所 河川占用調整課	073-402-0268

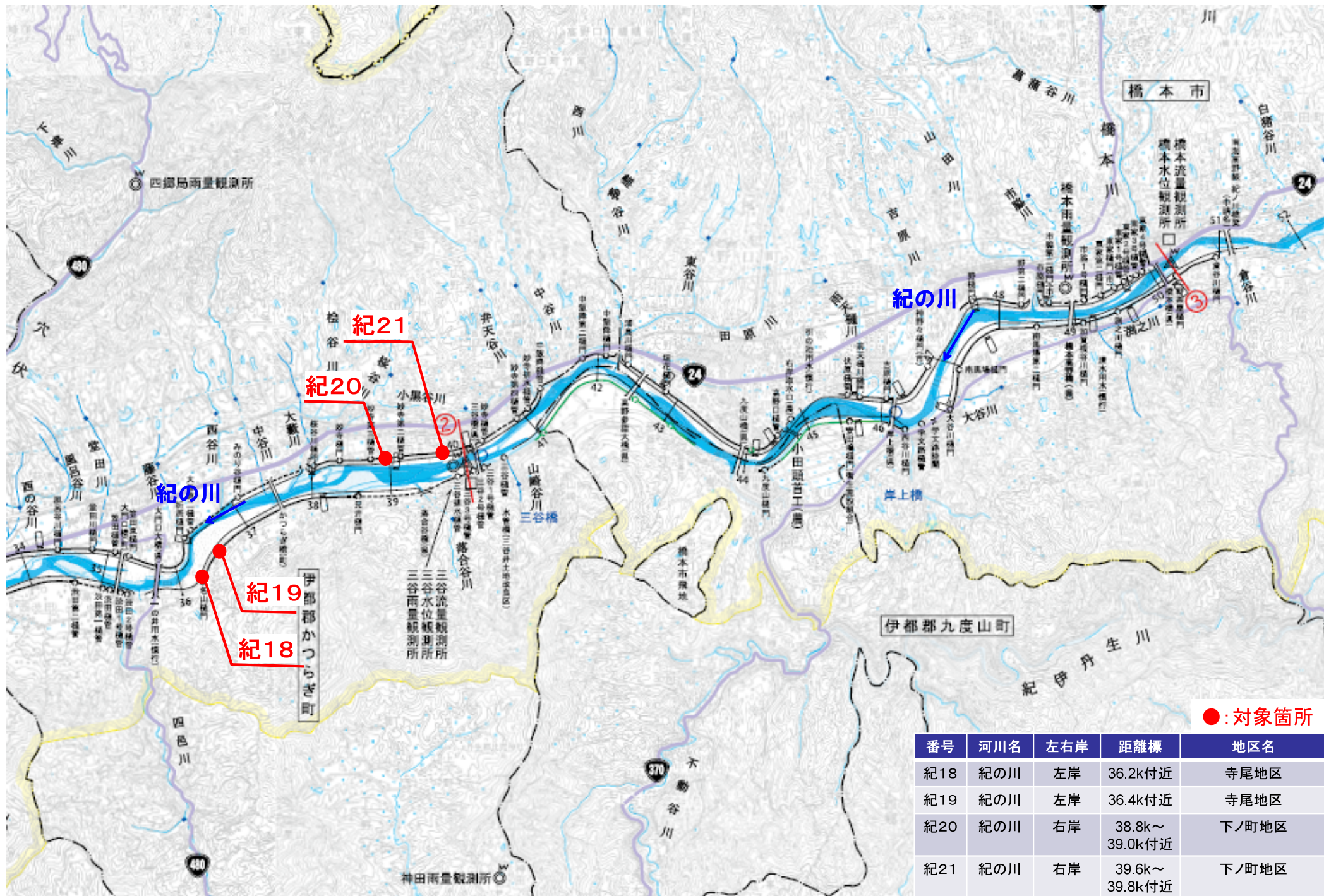
ポテンシャルリスト位置図<紀の川>



ポテンシャルリスト位置図<紀の川>



ポテンシャルリスト位置図<紀の川>



●: 対象箇所

番号	河川名	左右岸	距離標	地区名
紀18	紀の川	左岸	36.2k付近	寺尾地区
紀19	紀の川	左岸	36.4k付近	寺尾地区
紀20	紀の川	右岸	38.8k~ 39.0k付近	下ノ町地区
紀21	紀の川	右岸	39.6k~ 39.8k付近	下ノ町地区

ポテンシャルリスト位置図<紀の川>

